

# 養父市及び朝来市消防広域化協議会だより

平成24年7月17日、第5回協議会で広域化の期日の変更等5項目が決定しました。

「広域化の期日」、「119番を受信する通信指令センター共同運用開始時期（第2回協議会決定）および「消防職員

の任用（身分の取扱い）」（第4回協議会決定）については、先の決定を見直し、すべて「平成25年3月31日」から「平成25年4月1日」に期日を変更する決定がされました。

## ■養父市及び朝来市消防広域化の期日の変更

養父市及び朝来市消防広域化の期日は、平成25年4月1日とする。

## ■消防通信施設（センター）機器増設の共同運用開始時期の変更

現行の朝来市消防本部通信施設については、センター機器等の増設を行い、平成25年4月1日の共同運用開始を目途に通信指令業務の一体化を図る。

## ■消防職員の任用（身分の取扱い）の変更

養父市及び朝来市の消防職員は、平成25年3月31日をもって退職し、平成25年4月1日付で、南但広域行政事務組合において採用する。

## ■消防職員の給料の取扱い

①消防職員の給料については、行政職給料表を適用する。  
②現在の職員の給料については、現給保障を行う。  
③広域化後採用する消防職員の初任給基準（試験採用）は、次のとおりとする。

初任給基準表

適用給料表		行政職給料表	
初任給	上級	1級24号給	169,500円
	中級	1級16号給	154,400円
	初級	1級8号給	143,400円

## ■養父市及び朝来市広域消防運営計画について

養父市及び朝来市広域消防運営計画を、協議会ホームページに掲載しますのでご覧ください。

## 消防広域化講演会へご参加ありがとうございました。

7月28日に開催しました講演会に多くの皆様のご参加をいただきありがとうございました。

講演では、関西学院大学室崎益輝教授に、「消防広域化と市民の安全・安心について」というテーマで、広域化の方向性、メリット、留意点等について、分りやすく講演いただきました。

## 【お問い合わせ】

- ・養父市及び朝来市消防広域化協議会（☎672・0120）
- ・養父市消防本部（☎662・0119）

10月は、土地関係施策についての理解を深める「土地月間」です。

## 【土地取引の届出をお忘れなく！】

一定の面積以上の土地取引をした場合は、契約を締結した日から起算して、2週間以内に市を経由して知事への届け出が必要です。

## ■届出が必要な面積

- ・市街化区域以外の都市計画区域（旧八鹿町） 5000㎡以上
- ・都市計画区域以外の区域 10000㎡以上

## 【土地の先買い制度について】

公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）による土地の先買い制度とは、県や市などが都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。土地を譲り渡そうとする場合には、土地を譲渡しようとする3週間前までに、市に届け出なければなりません。また、地方公共団体等に土地の買取りを希望する場合には、その旨を申し出ることができます。

## ■届出が必要な面積

- ①都市計画区域内の都市計画施設の区域内等の土地 200㎡以上
- ②都市計画区域外の都市計画施設の区域内の土地 200㎡以上
- ③①以外の土地 10000㎡以上

▼お問い合わせ／まち整備部土地利用未来課（☎664・1410）